

平成16年度第3回福井県行政改革推進委員会 概要

- 1 開催月日 平成16年12月21日(火)午後2時から午後3時15分まで
- 2 開催場所 県民会館306号室
- 3 出席委員 池端 幸彦、岡田 章(会長代理)、金井 兼、
佐武 弘章(会長)、高嶋公美子
(50音順 敬称略)
- 4 事務局 藤原 総括企画幹、及川 まちづくり支援課長、東村 人事企画課長、
豊北 財務企画課長補佐、片山 人事企画課長補佐、国久 財務企画課総括主任
- 5 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 総括企画幹あいさつ
 - (3) 議事 手寄地区市街地再開発事業について
県から市町村への事務移譲について
県の各種規制の状況と緩和について
 - (4) 閉会
- 6 議事概要
 - (1) 手寄地区市街地再開発事業について
(委員)
 - ・49億円が40億円になったということか。
(事務局)
 - ・そのとおりです。
(委員)
 - ・県民会館の除却とはどういう意味か。
(事務局)
 - ・解体していくということです。
(委員)
 - ・9億円の減というのは、1フロアを減らしたことが主な要因か。
(委員)
 - ・3フロアが2フロアになった。価格は2/3にならなかった。その辺り説明をお願いします。
(事務局)
 - ・3フロアが2フロアになったことにより価格も減少したが、単純に2/3にならないのは、多目的ホールを整備することとなっており、通常のフロアより価格が高くなっていることからあります。

(委 員)

・多目的ホールとは、どういったものか。

(事務局)

・県民会館のホールを移転することとしており、大会、集会、音楽、イベントなどの利用を予定している。座席数は、600 程度であります。

(委 員)

・県民会館の座席数はどれだけか。

(事務局)

・630 席であります。

(委 員)

・福井市駐車場条例により約 170 台の駐車場を整備するということであるが、JR を挟んで西側で工事が進められている地下駐車場を充てることはできないのか。西側の駐車場も建設し、なおかつ、東側も駐車スペースを確保することは、距離的に遠いわけでもなく、現在の工事が問題になるのではないかと危惧する。

(事務局)

・県が西側で進めている地下駐車場は、不特定多数のための公共駐車場でございます。一方、東口の手寄ビルで整備される駐車場は、ビルを建設する際に床面積に応じて、福井市の条例により自動的に整備される駐車場であり、性格が異なるものであり、東側でも整備を行っていくわけであります。

(委 員)

・債務負担行為設定が40 億円であり、さらに節約・合理化の可能性があるということだが、具体的にはどういうことが考えられるか。

(事務局)

・40 億円は限度額であり、今後設計等を進める中で、最終的に価格が固まってくるものと、また、不動産鑑定士により価格評価を行っていくので、そのような意味で今後変動し得るものであります。

(2) 県から市町村への事務移譲について

(委 員)

・移譲推奨事務メニューを選んだ基準を教えてください。現状は、全市町村、全市と足並みを揃えて移譲となっているが、これからバラバラになると、かえって県民の立場からすると、事務によって、これは県、これは市町村となり、混乱するのではないか。これをどう整理するのか。あるいは、一旦、認めたものについては、全市、全市町村に推奨するということがあるのか。

(事務局)

- ・移譲推奨事務メニューを選んだ考え方は、各県でも取り組んでいる、また、例があるだけのようなものも含めて本県でまだ移譲をしていない項目を整理して、検討課題に挙げ、住民に身近な分野と思われるものやまちづくりにつながるとされるものという視点に基づいてピックアップした。
- ・次に、今回のやり方は、ご指摘のようにいわゆる虫食い状態で移譲が進んでいくわけだが、本来的には、全市町村に移譲するのが望ましく、これまでは一律方式で行ってきた。しかし、今回からは、地方自治法の改正の趣旨も踏まえ、移譲をしていく方向性としては、虫食い状態になっても移譲していくこととする。何年か経てば、住民サービスの向上の視点から、市町村から手を挙げてもらえると思っている。

(委員)

- ・市町村へ移譲することで、県では事務経費が減るのか。また市町村は負担が増えるのか。経費的な観点で教えてほしい。

(事務局)

- ・従来から、事務移譲を行った場合には、市町村に対し、処理件数を基に算定した方式に基づき、交付金を交付している。県の経費は、即座に減るものもあるかもしれないが、移譲の方法が虫食い状態であるので、県から全くその事務がなくならないため、効果的にはまだ薄いかもしれないが、少し長い目で見ながら移譲していくことで、今後の事務も減っていくものと思っている。

(委員)

- ・中身を見ると、確かに減りそうなものがないような気がする。

(事務局)

- ・住民に身近な部分、特に福祉関係について手を挙げてもらえれば、県の事務も減るし、市町村にとっても住民に身近なサービスとなり、良いわけだが、なかなか、市町村も行政改革を進めている中で、いろいろ状況があり、今回は手を挙げてもらえなかった。

(委員)

- ・スピードアップになるのか。

(事務局)

- ・県の出先機関が、市町村の役場とあまり離れていない場合も一部あるかもしれないが、市町村の役場の方が、住民にとっては、近いため、時間的に短くなる。

(委員)

- ・経費のこともあるが、ノウハウ、人的な能力も必要だと思うので、手を挙げるのを待つだけでなく、年次計画、中期的な計画で、人材の育成も含めて、必要だと思うが、その辺りは考えているのか。

(事務局)

- ・今回、市町村への説明会の際にも、市町村からの要望としては、事務をもらう時には、細かい事務の引継ぎが必要だろうということであった。移譲する事務の内容、市町村の数も見ながら、引継ぎの仕方を工夫したいと考えている。

(委員)

- ・市町村への事務移譲については、平成16年度までは、一律移譲方式。今後は、移譲する市町村が一部であっても、移譲を進めていくということになるのですね。

(事務局)

- ・先ほど、福井県版「市町村事務権限特区制度」の説明をしたが、基本的には、住民にとって利便性が高まるということと、意欲のある市町村に移譲できないのでは、市町村の競争にもならないだろうということがある。競争の原理も考え、市町村においても自治能力を高めてもらうことが、住民の利便性につながっていくだろうと考えている。しばらくは経費的に効率化は図れないかもしれないが、住民が、他の市町村ではサービスが受けることができ、自分たちの市町村ではそのサービスが受けられないとしたら、役場も住民サービスの向上を目指すのであれば、移譲を受けていくことになるだろう。

(3) 県の各種の規制の状況と緩和について

(委員)

- ・公共施設の開館日や開館時間の拡充等についても、規制されていたのか。

(事務局)

- ・公共施設であるので、設置条例があり、その中で開館時間、開館日、休館日が定められていたが、条例等を改正して見直したということでございます。

(委員)

- ・我々からするとありがたいし、教育関係者とすれば、うれしいことでもあり、ありがたいことでもある。

(委員)

- ・社会的規制にしても経済的規制にしても、もともと規制した時には規制の目的があったわけです。その中で経済的規制については、原則的にはできるだけ緩和するという方向だと。社会的規制については、生活に直接関わることはそうはいきませんので、それはそのとおりですが、今回の規制緩和にあたって、当初の目的が必要でなくなったという理屈づけはどのように整理されたうえで緩和していくのか。このような点はいかがか。

(事務局)

- ・規制緩和の趣旨と内容を記載しているが、規制が設置された時の考え方が、現在必要かどうかということも検討し、前向きに規制を緩和した方が良いものについて、今回整理しました。

(委員)

・見直しを進められておられるということですね。

(事務局)

・はい。これまでの本県の規制緩和の取組みの中でもご説明したが、特に要望も受けて行ったもののような一つひとつの見方ではなく、今回は、県の規制全体を整理してみるという視点を持ったところです。国でも16年度から18年度で取組みを計画しているように、同じ方向を向いておりますので、今回そういう視点で県が持っている規制についてつぶさに検討をし、そのなかで9条例の18件を緩和できないかと考えたところです。

(委員)

・要望等を受けて個別的にということではなくて、全体的に、ある原則に従って緩和するということが必要だということで、そういう手順を踏んでいるということですね。

(委員)

・緩和することが困難な規制の内容には業界への細かい規制などもあるのだと思います。業界や団体からも規制緩和の要望や陳情があるのではないかと思います。その辺はどう捉えているのか。業界に規制緩和についての要望を出して下さいというようなことをしているのか、あるいは順次受け付けているのか。システムがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

・規制緩和につきまして何か窓口を持って意見を聞くというようなことはしていないが、各規制には県庁の主管課がありそれぞれが内容を管轄しております。そこで新たな問題といたしますか、許可や認可を受ける時に、この規制について何とかならないのかといった意見が個別にあり、そうした意見が各課で整理されているわけでありまして。今回、特にそのように議論があったものについても特に議論を進めたという状況でございます。ただ、規制は一方では既得権益の点で、緩和するということが逆に、業界からの反対に遭うということもありまして、その部分のバランスをとるのが非常に難しいわけでございます。そんな中、経済活動を行う上での課題や時代的に古くなった考え方、当時規制を課す時には必要だったが今はもう必要なくなったものはないか、などの視点で今回整理したつもりでございます。

(委員)

・具体的に団体にまとめて要望を出してほしいといった形でのものはされていないということでしょうか。

(事務局)

・従いまして、今回緩和しようとする規制には業界から要望があったものも入っておりますし、要望として聞いていないものもございまして。一方では、業界ではなく、新規参入の方からこのところ何とかならないかといった話を聞いているものもございまして。

(委員)

・公共施設の開館日や開館時間の拡充により、経費が増えたのではないかと思います。どの程度人件費などが増えたのか。また、こうした取組みで利用者が増えるということもあると思

いますが、その辺りを教えてほしい。

(事務局)

- ・ 正確な数字を整理しきれれておりませんが、基本的には、開館等の拡充に際して、追加での人的支援はしないという方針で進めております。ローテーションを入れ、まとまって仕事をしてきた職員に分散型で仕事をしてもらうというように勤務体制を見直すことを基本にやっております。ただ、なかには少人数の職場があり、そのような職場には何らかのことを取り入れたものもあるので、その辺りをまた整理したい。

(4) 審議終了後

(事務局)

- ・ はじめの手寄ビルの駐車場の件であるが、福井市の条例で、ある程度の規模のフロアをもつビルを建てると、そこに生じる駐車場に充てるために、附置義務として駐車場を設置しなさいというものであります。今回の手寄ビルについても、県が建てるものでないが、建てれば、必然的に何台かの駐車場が発生してしまうものである。特に、福井市が中に入っている状況であり、福井市が自分で駐車場条例を作って、その条例を破るということになる。例えば、県が取得しなくても、ビルとしてはそれだけの駐車場を確保しなければならない。そうなれば、県も一定のフロアを購入することになれば、それに見合った駐車場は必要ではないかというのが一点であります。
- ・ また、建物を利用する方からすると下に駐車場があるということ、また、600人規模のホールをもつことになると全体のビル機能を高めるためにも、手寄ビルでの駐車場も考えていく必要があると思える。
- ・ それと、福井市の駐車場条例は、例えば、そこで取得しなければ、ビルの周りに200mの範囲内で代替措置の駐車場を確保しなければならないとなっており、手寄地区で確保することは困難だという状況でございます。
- ・ ホールについても、現在の県民会館のホールの稼働率もかなり高い状況であったので、ホールを整備することになれば、駐車場も必要になってくると考えます。

(委員)

- ・ 駅の西側で工事している駐車場は何台分ぐらいか。

(事務局)

- ・ 200台であります。

(委員)

- ・ その地下駐車場を造るにあたって、稼働率をどれくらいで見ているのか分からないが、もう1つは、手寄ビルがどれだけの利用度があるのかということなどがあるが、今までは、福井市の駐車場条例によって、建物を建て、これだけの駐車場を確保しなければならないということがあったというのは分かる。しかし、現在、県が造る施設が、1kmや2kmも離れていないところであるにもかかわらず、また、ここで、170台も確保するとすると、民間から見るともったいない。それよりも、駅西側にできる駐車場の稼働率が上がった方が、県のやる事業としても、県民からみて、良いことをやったのだということになる。今、本町に福井市が整備した地

下駐車場も聞くところによると、高い稼働率ではない。今回、県が駅西側で造っている地下駐車場も、同じ轍を踏むようなことになると、県政にとって非常に大きなダメージになる。ですから、手寄ビルを造るにあたって、福井市駐車場条例を変えるということは難しいという考えでしたが、いつかは見直さなければ無駄が生じることを危惧しているということで、先ほど申し上げた。

(委員)

・県民会館が解体されるとのことだが、跡地はどうなるのか。

(事務局)

・福井市で何らかの土地利用を考えている。

(委員)

・19年度の施設オープンまでは、このままか。

(事務局)

・そうである。

以 上